4　この款のいかなる規定も、締約国に対し、次の行為について、公正な商慣習に反するものと認めること又は次節第三款に定める措置、手続及び救済の対象とすることを要求するものではない。

(a)　ある者が関連する情報を独立して発見し、又は創出すること。

(b)　合法的に製品を所持し、かつ、関連する情報の取得を制限する法的に有効な義務を負わない者が製品を分解し、又は解析すること（リバース・エンジニアリング）。

(c)　関係法令の要請又は許可により情報を取得し、使用し、又は開示すること。

(d)　通常の雇用の過程において公正に取得した経験及び技術を従業員が活用すること。

(e)　表現及び情報の自由についての権利の行使において情報を開示すること。

第十四・四十二条　販売承認の手続における試験データの取扱い

1　各締約国は、自国の関係法令に従い、新規性のある医薬用有効成分を利用する医薬品（注）の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された開示されていない試験データその他のデータを当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間利用し、又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により少なくとも六年と定められる。

注　英国については、この条に規定する「医薬品」とは、医薬品の補足的保護証明書に関する二千九年五月六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＣ）第四六九・二〇〇九号に定義する医薬品をいう。

2　締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品（注）の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って次のいずれかのことを確保する。

注　英国については、この条に規定する「農業用の化学品」とは、植物防疫製品の補足的保護証明書の作成に関する千九百九十六年七月二十三日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＣ）第一六一〇・九六号に定義する植物防疫製品をいう。

(a)　販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間利用し、又は参照することを防止すること。

(b)　同一の製品に関して先行する申請があった場合においても、販売承認の申請者が当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間原則として試験データの一式全てを提出することを要求すること。

第八款　植物の新品種

第十四・四十三条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約に基づく権利及び義務に従い、全ての植物の種類の新品種に対する保護を与える。

第九款　不正競争

第十四・四十四条　不正競争

1　各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注　両締約国は、パリ条約第十条の二の規定がサービスの提供に関連する不正競争行為をそれぞれの法令に従って対象とすることを了解する。

2　国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名（注1）を管理するための英国及び日本国のそれぞれの制度に関し、少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、それぞれの法令に従って適当な救済（注2）を利用可能なものとする。

注1　英国については、この2の規定は、「.uk」のドメイン名についてのみ適用する。

注2　両締約国は、この2に規定する救済には、特に、登録されたドメイン名の抹消、取消し及び移転、ドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者及びドメイン名の登録機関に対する差止めによる救済又はドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者に対する損害賠償を含めることができることを了解する。

3　各締約国は、パリ条約第六条の七(2)の規定の実施を通じて、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護を与える。

第Ｃ節　権利行使

第一款　一般規定

第十四・四十五条　権利行使に関する一般規定

1　両締約国は、貿易関連知的所有権協定、特にその第三部の規定に基づく約束を確認する。各締約国は、この節に規定する補完的な措置、手続及び救済（注）であって、知的財産権の行使を確保するために必要なものを定める。当該措置、手続及び救済は、公正かつ公平なものとし、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付されるもの又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

注　締約国は、この章に規定する民事上及び行政上の措置、手続及び救済に影響を及ぼすことなく、知的財産権が侵害された場合の他の適当な制裁を定めることができる。

2　1に規定する措置、手続及び救済については、効果的な、均衡がとれた及び抑止力のある（注）ものとし、また、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「抑止力のある」を貿易関連知的所有権協定第四十一条に規定する「抑止する」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3　各締約国は、次のことを行うようあらゆる合理的な努力を払う。

(a)　少なくとも不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。

(b)　知的財産権の行使に関係する自国の権限のある当局の利用可能な資源の範囲内で、当該権限のある当局の間の内部の調整を確保し、及び当該権限のある当局による共同行動を円滑にすること。

第十四・四十六条　権利を有する申立人

各締約国は、次の者をこの節に規定する措置、手続及び救済の適用を求める権利を有する者と認める。

(a)　自国の法令に基づいて知的財産権を保有する者

(b)　第十四・四十一条に規定する営業秘密の保有者

(c)　自国の法令により許容される限りにおける他の全ての者及び団体

第二款　民事上の救済に係る権利行使（注1、注2）

注1　この款の規定は、前節第二款から第九款まで（第七款を除く。）に定める知的財産権について適用する。

注2　日本国については、地理的表示に係る民事上の権利行使は、パリ条約第十条の二及び貿易関連知的所有権協定第二十二条の規定の範囲内で確保される。

第十四・四十七条　証拠を保全するための措置

1　各締約国の司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、適当な場合には秘密の情報の保護を確保する手続に従って、迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有する。

2　各締約国の司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、暫定措置における他方の当事者に対して意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害行為に関連する材料及び道具並びに侵害行為に関連する証拠書類（原本であるか写しであるかを問わない。）を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を有することを定める。

第十四・四十八条　情報に関する権利

各締約国は、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報の処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、少なくとも証拠を収集する目的のため、自国の関係法令に規定する関連情報であって、当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める。このような情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に関与した者に関する情報及び物品又はサービス（知的財産権を侵害するもの又は侵害していると申し立てられたもの）の生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。